

2010年5月実施分 FP3級試験 学科&実技(個人資産相談業務) 解説

社団法人 金融財政事情研究会

2010年実施

FP 技能検定 3 級学科

FP 技能検定 3 級実技
個人資産相談業務

解説・解説

【本解答について】

この文書は、社団法人 金融財政事情研究会が公開している、「2010年実施 FP技能検定3級学科試験問題」と「2010年実施 FP技能検定3級実技 個人資産相談業務 試験問題」及びその解答を元に、白川貴之が作成したものです。当解答を作成するにあたり、以下の文献及びWEBページを参考にさせていただきました。

【参考文献】

社団法人 金融財政事情研究会 <http://www.kinzai.or.jp/>
iPod FP3級 音声学習講座—通勤・通学時間であかる! 2010年9月～2011年5月検定対応
メンター・ダイヤモンド <http://www.mentor-diamond.jp/ipod/>
U-CANのFP技能士2級・AFP速習レッスン
Wikipedia 及び国税庁などの官公庁

【著作権について】

当解答は「Creative Commons License」に属します。あなたは以下の条件に従う場合に限り、自由に本作品を複製、頒布、展示、実演することができます。あなたの従うべき条件は以下の通りです。

- 表示 — あなたは原作者のクレジットを表示しなければなりません。
- 非営利 — あなたはこの作品を営利目的で利用してはなりません。
- 改変禁止 — あなたはこの作品を改変、変形または加工してはなりません。

【免責事項】

・本解答の著者は、これまでの経験を元にレポートとしてまとめたものであり、全ての読者・閲覧者様の利益や合格を保証するものではありません。
・本解答使うことにより、いかなる損害が発生しましても、一切の責任を追うものではありませんので、ご了承下さい。

と堅苦しく書きましたが、色々間違っていたらごめんなさいです。そういうのを覚悟でお使いください。一応、解答と照らし合わせてはいますが、間違っている可能性は絶対にあります。自分の不得意分野の解説は案外おざなりです。ちなみに、私は不動産系が苦手です。なので、皆さんがお持ちのFP3級やFP2級のテキストと併せて御覧ください。解説内の表とかは、私がテキストなどを読んで、「こういう風にまとめたら見やすいのになあ」と思ったものを、自分なりに作ったものです。なので、各社のテキストとかに載ってる順番なんかと違ったりします。税制に関しては、国税庁のページがわかりやすいです。これでもかってほど詳しいです。あと、解説ですが、2010年4月1日時点の法令を元にしてしています。

印刷用に構成は色々配慮したつもりです。A4用紙1枚に、2ページ割り付けて印刷すると良い感じかと思います。全12Pです。無理やり収めました。

【更新歴】

作成&公開 2010年8月5日
一部修正 2010年8月14日

もし間違っていたら連絡下さい。誤字とか色々あるかもしれません。
この適当に作った解答・解説が皆様のお役に立つことを祈りして。

白川貴之
解答・解説配布ページ: <http://shoiko.com>

3級学科

【第1問】

(1)正解 2

「FPと関連法規」。それと同時に、金融商品取引法に関する詳しい部分を参照。金融商品取引法で定める投資助言業務を行うときは、内閣総理大臣の登録を受けなくてはならない。

(2)正解 1

資本回収係数は、現在保有している金額を一定金額で、一定の期間取り崩していくときに利用する係数である。テキストなどに見られる順番よりも、以下の表のように、「複利運用・積立・取り崩し」と用途・系統・用語毎にまとめ直して覚えると良い。

6 つ の 係 数	複利運用	終価係数	現在額が将来いくらになるか
		現価係数	将来必要額の確保には、今いくらあればよいか
		年金原価係数	将来希望する年金額には今いくら必要か
	積立	年金終価係数	毎年の積立で将来いくら貯まるか
		減債基金係数	必要額確保に毎年いくら積み立てるか
	取り崩し	資本回収係数	取り崩しながらの額を求める、借入金の返済額

(3)正解 1

介護保険の問題。テキストによっては3級出題範囲には詳しい記載がないが、今後頻出と予想される問題。「1割」がポイント。

	第1号被保険者	第2号被保険者
年齢	65歳以上	40歳以上65歳未満
保険料	所得に応じる	全国の給付状況に基づく
保険料の徴収方法	特別徴収 (年金額18万以上)	加入している 医療保険から一括徴収
その他	利用者負担割合は、原則1割	

特別徴収とは、税や保険料を、当該納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者(特別徴収義務者)が代わって納入することをいう(地方税法第1条第1項第9号)。身近で分かりやすい例は天引きなど。

(4)正解 2

雇用保険の中の高年齢雇用継続基本給付金の問題。80%ではなく75%が正しい。他には、被保険者期間が5年以上必要、支給額は賃金の最高15%も抑えておく。

(5)正解 1

老齢厚生年金加入期間が20年以上で、生計を維持している65歳未満の配偶者または子がいる場合に支給される。

(6)正解 1

保険業法により「他社商品との比較資料により誤解を招くような説明をすること」を禁止している。「保険業法」を確認。

(7)正解 2

少額短期保険業者は、一定の事業規模の範囲内において、保険金額が被保険者あたり原則1000万円以下、保険期間1年(第2分野については2年)以内の保険の引受けのみを行う。金融庁による検査・監督はあるが、保護機構への加入義務はない。

(8)正解 2

説明内容は払済保険。間違いやすい延長保険と併せて覚えておく。

払済保険は、保険期間を変えずに、保障額の少ない保険に変更する。

延長保険は、保険金額を変えずに、一時払いの定期保険に変更する。

共に、それまで付帯していた特約は継続できず消滅する。

(9)正解 2

保険価額と保険金額が入れ替わると正しい。イメージとしては以下の通り。

超過保険 保険金額 > 保険価額

一部保険 保険金額 < 保険価額

全部保険 保険金額 = 保険価額

(10)正解 2

契約者と被保険者が同一である死亡保険金は、相続人か相続人でないかにかかわらず、相続税の対象となる。ただし、相続人でない場合には、非課税の特典がない。

(11)正解 1

短期金融市場(1年未満の資金の貸し借りをしている市場)には、インターバンク市場とオープン市場がある。

(12)正解 2

この設問はデフレではなくインフレの説明。()内は、900円を所持していた場合、100円の品の物価が変化した場合、900円の価値がどうなるか?の例である。

・インフレ 物価上昇(100円→150円) & 貨幣価値下落(900円で6個しか買えなくなった)

・デフレ 物価低下(100円→90円) & 貨幣価値上昇(900円で10個買えるようになった)

(13)正解 1

配当利回り(%) = 1株当たりの配当金 × 100

上記の計算式に当てはめると、1% = 2,000円 × 100 となり、200,000円

(14)正解 2

相関係数とは、異なる商品の動き方の度合いをわかりやすく数字で表した指標。-1に近くなれば負の相関があるといい、反対方向へ動くのでリスクが軽減される。しかし、相関係数はリターンとの関連性はないので、この問題は不正解。

相関関数	組み入れ商品同士の動き	リスク軽減効果
1	全く同じ	全く無い
0	全く関係ない動きをする	ある程度ある
-1	全く反対の動き	軽減効果最大

(15)正解 1

決済性預金とは、無利息、要求払い、決済サービスを提供できる預金のこと。決済性預金は全額保護対象。

(16)正解 1

所得(黒字)と相殺できる損失(赤字)は、10種類の所得区分のうち次の4つ。

不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得(総合課税されるもの)
雑所得は損益通算できない。「ふじさんじょう」が有名な覚え方。

(17)正解 2

配当控除の適用があるのは、総合課税を選択した場合。上場株式の配当については、所得税7%・住民税3%の合計10%(平成23年まで。24年以降は20%)が源泉徴収される。課税方法としては、総合課税か申告分離課税のいずれかを選択する。申告不要制度を選択した場合は、源泉徴収のみで課税関係が終了する。国税庁のページに詳しく掲載されている。

(18)正解 1

給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であれば確定申告を要しない。

【確定申告の必要がある給与所得者】
1. 給与収入が2,000万円を超える
2. 給与所得と退職所得以外の所得が20万円超の人
3. 雑損控除・医療費控除・寄附金・住宅ローン控除の適用を受ける人

こちらも国税庁のページに詳しい記載があるが、主だったものは以上と思われる。

(19)正解 1

いわゆる、「障害者等のマル優(非課税貯蓄)」の問題。国内の預金利子は、原則、20%(所得税15%、住民税5%)源泉分離課税により課税される。ただし、障害者等に該当する人については、障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(障害者等のマル優)による非課税制度がある。限度額は、元本の合計額が350万円までの利子。こちらも国税庁のページに詳しい記載がある。

(20)正解 2

「40万円×勤続年数(最低金額は80万円)」が正しい。140万が間違い。

勤続年数	退職所得控除額
20年超	80万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)
20年以下	勤続年数 × 40万円 (最低金額は80万円)
※障害者になったことに直接基因して退職した場合は、計算金額に100万円を加算	

(21)正解 2

所有権に関する登記事項を記録するのは権利部の甲区である。抵当権や賃借権など所有権以外に関する登記事項を記録するのが、権利部の乙区である。

(22)正解 1

宅建業法 39 条 1 項に「宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して、代金の額の十分の二をこえる額の手附を受領することができない。」とある。

(23)正解 2

都市計画法の問題。市街化区域は、造成面積が 1,000㎡未満(場所により 500㎡など)なら、開発許可は不要。逆に、市街化調整区域は、開発する面積に関わらず、都道府県知事等の許可を受けなければならない。

(24)正解 1

土地や借地権の譲渡には消費税は課税されない。「国税庁 No.6931 消費税等と譲渡所得」

(25)正解 2

短期譲渡ではなく長期譲渡の説明文なので不適切。

短期譲渡(譲渡年の 1 月 1 日の所有期間が 5 年以下)の場合、課税短期譲渡所得金額に対し所得税 30%・住民税 9%を乗じて算出する。長期譲渡(譲渡年の 1 月 1 日の所有期間が 5 年超)の場合、課税長期譲渡所得金額に対し所得税 15%・住民税 5%を乗じて算出する。

(26)正解 1

代襲相続の問題。「B の子が B を代襲して相続する」ので正しい。

(27)正解 2

公正証書遺言は、本人が口述し、公証人が筆記し、本人及び公証人が承認後、各自署名捺印を行う。証人は 2 人以上必要。

(28)正解 1。

相続税の債務控除と非課税財産の問題。正しい。

(29)正解 2

「すべて相続税の課税対象」が間違い。相続開始 3 年以内に被相続人から相続または贈与をうけた財産が対象となる。

(30)正解 1

贈与税の配偶者控除の問題。「贈与税の申告書を提出する必要がある」ので正しい。

【第2問】

(31) 正解 2

【FPプロセスの6ステップとは?】

- 1.顧客との関係確立とその明確化
- 2.顧客データの収集と目標の明確化
- 3.顧客のファイナンス状態の分析と評価
- 4.プランの検討・作成と提示
- 5.プランの実行と援助
- 6.プランの定期的見直し

(32) 正解 1

元利均等返済 返済額は全期間一定

元金均等返済 返済額が返済期間に応じて減少していく

元利均等返済と元金均等返済の総返済額を比較すると、元利均等返済のほうが元金の減り方が少ないため、総返済額は多くなる。図で覚えておくと分かりやすい。

(33) 正解 3

健康保険の問題。全国健康保険協会管掌健康保険または組合管掌健康保険の2種類のいずれかに加入するが、75歳以後は全て後期高齢者医療制度に加入することになる。

(34) 正解 1

問題文の通り。ちなみに、38万円は基礎控除・配偶者控除などの金額。48万円は在職老齢年金の支給停止基準額だったが、平成22年以降は47万円に改定された。

(35) 正解 2 併せてテキスト等で「遺族厚生年金」も抑えておく。

(36) 正解 2

保険会社が契約上の責任を負う義務が発生する日が責任開始日で、「1.申込み」「2.告知(診査)」「3.第1回保険料の払い込み」の3つのうち最も遅い日が対象となる。

(37) 正解 1

契約者貸付制度とは、解約返戻金の一定範囲内まで保険会社から貸付を受けられる。一方、自動振替貸付制度とは、保険料の払込みがなく猶予期間が過ぎた場合に、解約返戻金の範囲内で、保険会社が自動的に保険料を立替払いをすることをいう。

(38) 正解 3

治療が目的の保険金や給付金は非課税。他は、受取人が被保険者のリビングニーズ特約による生前保険金も非課税所得。

(39) 正解 1 問題文の通り。

(40) 正解 1

他には対人賠償保険、対物賠償保険も非課税。

(41) 正解 1

通常、為替差益は雑所得として総合課税の対象になるが、外貨建てMMFの為替差益の場合は非課税。

(42) 正解 3

日経平均株価指数の下落率が20%ということは-20%。指数をベンチマークとする投資信託の騰落率が+10%であるので、-20%から+10%の幅は30%となる。図に書くと分かりやすい。

(43) 正解 2

「個人向け国債 固定3年」が2010年6月より新たに発行されている。しかし、2010年9月の試験問題の法令基準日は2010年4月1日のため、2010年9月の試験には出題されないが、2011年1月以降の試験には出題範囲内となっている。

	個人向け国債		
	3年固定	5年固定	10年変動
発行頻度	毎月(年12回)	年4回	
購入単位 利払い	最低1万円から1万円単位 半年ごとに年2回		
金利水準	基準金利-0.03%	基準金利-0.05%	基準金利-0.80%
金利の下限	0.05%		
中途換金	発行後1年経過 直前2回分各利子 相当額×0.8	発行後2年経過 直前4回分各利子 相当額×0.8	発行後1年経過 直前2回分各利子 相当額×0.8

(44) 正解 2

値段を指定するので「指値注文」。値段を指定せず、株価の成り行きに任せて買うので「成行注文」という感じに覚えておく。

(45) 正解 3

TTS = 円 → 外貨 TTB = 外貨 → 円

10,000 米ドル × 100 円 = 1,000,000 円 (預金を預入前に円換算した総額)

10,000 米ドル × 0.1% = 10 米ドル (1年後の利息)

10,010 米ドル × 110 円 = 1,101,100 円

$(1,101,100 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円}) \div 1,000,000 = 0.1011 \rightarrow 10.11\%$

(46) 正解 3

一時所得の損失金額の50万円は損益通算の対象外。事業所得の損失金額の100万円を給与所得の金額である800万円と損益通算する。

800万円 - 100万円 = 700万円

(47)正解 3

記載通り。5万円のうち、住民税控除額は最高25,000円

(48)正解 1

青色申告制度の65万円控除を受けるには、事業所得または不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、正規の簿記の原則に従って記帳を行い、貸借対照表および損益計算書を添付した確定申告書を期限内に提出するなど一定の要件を満たす必要がある。10万円控除と65万円控除の2種類あるが、10万円控除の方は山林所得も対象となる。

(49)正解 1

日本国所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定している。

(50)正解 2

住宅手当・家族手当・残業手当等は課税対象となっている。

(51)正解 1

依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて媒介の依頼をすることができるのは一般媒介契約であるので、1が正解となる。一方、依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて媒介の依頼をすることが禁じられているのは、専任媒介契約と専属専任媒介契約である。

(52)正解 3

借地法と借地借家法の存続期間の違い		
借地借家法	種別関係なく30年 1回目の更新で20年、2回目以降は10年	
借地法	堅固の建物	非堅固の建物
	最低存続期間30年	最低存続期間20年
	期間の定めが無い場合は60年	期間の定めが無い場合は30年
	更新は30年	更新は20年

借地法では、堅固な建物かそれ以外かによって、借地権の存続期間を分けていた。一方、借地借家法では、そのような区分はない。

(53)正解 2

容積率とは、敷地面積に対する建築のべ面積の割合のこと。建築基準法第52条を引用する。「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。」よって2が正しい。

(54)正解 3

認定長期優良住宅の場合は、平成23年まで、限度額5000万円・控除率が1.2%である。

(55)正解 1

概算取得費の問題。土地建物等の取得がかなり以前で、取得価額がわからない場合の取得費及び昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地建物等の取得費は、その土地建物等の譲渡収入金額の5%に相当する金額とすることができる。

(56)正解 2

親族関係図において、各相続人の法定相続分は、(妻A 1/2、長男B 1/4、孫C 1/4)。死亡した二男の分は孫が相続する。

(57)正解 2

相続税の非課税財産の問題。二男は相続の放棄をしているが、税法では法定相続人の数には、相続の放棄をしたものも含まれる。

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数 = 500万円 × 3人 = 1,500万円

よって、相続人(配偶者・長男)が取得した死亡保険金の非課税限度額の合計額は、1,500万円となる。

(58)正解 3

1億6,000万円なので3が正しい。

(59)正解 3

相続時精算課税制度の適用対象者は、贈与者は65歳以上の父母で、受贈者は20歳以上の子である推定相続人である事が条件。

(60)正解 2

文章通り。会社評価の場合は、同族株主か否かでまず判断する。

株主区分	評価方式	会社区分		評価方式
同族株主等	原則的評価方式	一般評価会社	大会社	類似業種比準法式 純資産価額方式の低い方
			中会社	類似業種比準法式 純資産価額方式の併用
			小会社	純資産価額方式
		特定評価会社		純資産価額方式
同族株主以外	特例的評価方式	—		配当還元方式

3級実技 個人資産相談業務

【第1問】

問1 1

- 1)適切。学科の「問1-(3)」介護保険の解説の欄も参照のこと。
- 2)不適切。身体障害など特別な理由がない限り、原則特別徴収なので振替などは出来ない。
- 3)不適切。第2号被保険者の介護保険料は、事業主が半額負担する。

問2 1 学科の「問1-(3)」介護保険の解説の欄も参照のこと。今後の頻出事項と予想される。

問3 2

平成15年3月までは「300,000円×7.5/1,000×132月」なので、297,000円
 平成15年4月からは「400,000円×5.769/1,000×315月」なので、726,894円
 合計すると1,023,894円となり、これを資料(3)の式に当てはめて計算をすると、
 $1,023,894円 \times 1.031 \times 0.985 = 1,039,800円$ となるので、解答は2となる

【第2問】

問4 3

- 1)適切。求人倍率が1.0より高いということは、求人数の方が求職者数より多いということである。
- 2)適切。「消費者物価指数と企業物価指数」参照。調査機関が違う点も注意。

企業物価指数	日本銀行	国内企業物価指数(CGPI)	国内の企業間取引
		輸出物価指数(EPI)	海外に輸出される価格
		輸入物価指数(IPI)	海外から輸入される価格
消費者物価指数(CPI)	総務省	家計に係る財やサービスの価格などの変動	

- 3)不適切。景気動向指数のCIは景気変動の大きさや量感も把握できる。DIは景気局面の判定。

問5 3

- 1)不適切。記述通りだと、海外の債権を買う為に円を売りたい人が増えるので、円安となる。
- 2)不適切。買いオペレーション:景気悪化時に行う。金利を下げて、市中にお金を回す。
 売りオペレーション:好景気時に行う。金利を上げて、市中のお金を吸い上げる。
- 3)適切。

問6 1 学科の個人向け国債の解説の欄も参照のこと。

【第3問】

問7 2

- 1)適切。上場株式等の配当等の課税方法は、総合課税・申告不要制度・申告分離課税から選択する。総合課税と配当控除、申告分離課税と上場株式等の譲渡損失との損益通算はそれぞれセットで押さえておく。
- 2)不適切。国内上場株式等の配当等の支払を受ける際には、10%(所得税7%・住民税3%、平成23年12月31日まで)の税率で源泉(特別)徴収される。

3)適切。上場株式等の配当所得との損益通算をしてもなお残った上場株式等の譲渡損失については、翌年以後3年間、上場株式等の配当所得との間で繰越控除の適用がある。

問8 1 設例の給与所得控除後の通り。配当収入は加算しない。

問9 3 学科問題(18)の解説も参照。

【第4問】

問10 2

1)不適切。「住居表示」と「登記簿上の地番」は異なることもある為、必ずしも「千代田区***1丁目5-1」となるわけではない。

2)適切。不動産登記規則4条4項には、「権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には所有権に関する登記の登記事項を記録するものとし、乙区には所有権以外の権利に関する登記の登記事項を記録するものとする。」と規定されている。

3)不適切。権利部(甲区)から、現在の当該土地の所有者は田中一郎さんではなく、鈴木太郎さんと推測できる。

問11 1

1)不適切。不動産登記には、対抗力があり、権利推定力は認められるが、公信力はない。

2)適切。14条地図とは公図の事である。公図とは、土地の境界や建物の位置を確定するための地図で、一般に旧土地台帳施行細則第2条の規定に基づく地図のことを指す。広義には「不動産登記法第14条第1項に規定する地図」のことを言う。

3)適切。登記済証とは俗に言う「権利書」「権利証」のこと。2005年7月より、オンライン庁による12桁の符号からなる「登記識別情報」に切り替わった。インターネットによる請求ができるのは、登記事項証明書だけである。

問12 3

「その不動産の地価」とは、固定資産税評価額のこと。固定資産税は地方税である。

【第5問】

問13 3

1)適切。

2)適切。相続を放棄等とあるが、相続の放棄のほかにも限定承認を指している。

3)不適切。相続放棄は各相続人が単独で行うので、承諾の必要はない。相続の開始前には、強要のおそれがあるので放棄はできない。

問14 2

相続税の基礎控除額の求め方は、正しくは、「5000万円+1000万円×法定相続人」である。

問15 3

更地なので、1億2400万円。問題記載の参考式に当てはめると、

$1億2400万円 \times (1 - 0.7 \times 0.3 \times 1) = 1億2400万円 \times 0.79 = 9796万円$

以上